

弊社サービスをご愛用いただいております皆さまへ

2019年10月1日より施行される消費税率改定に伴い、見積書内の消費税率の表記を変更いたしますので下記について確認頂ますようお願い申し上げます。

記

1. 軽減税率について
弊社の販売するサービス該当品には、軽減税率が適応されるものはありません。
2. 見積書の消費税率表記について
2019年9月30日までに発行する見積書は現消費税率の8%記載となります。
発注および納品が2019年10月1日以降になる事が現実であっても、9月30日以前の見積りの消費税率10%の記載は、弊社のシステム上対応致しかねます。その場合、お手数ですが消費税を10%と読み替えて頂ますようお願いいたします。
3. 請求時の消費税率について
出荷日が10月1日以降の場合、消費税率8%での見積りでも法令に従い消費税率10%で請求申し上げます。ただし、弊社とのご契約時に別の定めがあるお客様は法令に反しない場合に限り契約内容を優先いたします。
4. 消費税増税直前の納期について
消費税増税に伴い、駆け込みでのご依頼が多くなり、納品に時間を頂く可能性がございます。なるべく対応したい限りではございますが、多くの依頼にお応えするため、納期短縮のご要望をお断りする場合や、やむを得ず納期延長の回答をさせていただく場合もございますので予めご了承ください。
5. その他、コンプライアンスについて
消費税増税を理由に値引きを要請する行為は、法令の定める「消費税の転嫁拒否等の行為の禁止」に該当しますので、対応致しかねます。
弊社の請求は出荷時でございます。出荷前の請求等の発行は致しかねますので、予めご了承ください。

弊社のサービスは検体の状態、依頼内容により納期が変動する場合がございます。恐れ入りますが、余裕をもった依頼を計画ください。

ご不明点などありましたら、info@hslabo.co.jp「業務部消費税担当」宛にお問い合わせください。

何卒ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上

2019年8月
株式会社新組織科学研究所